

法人名	※ 処理事項					整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	事年 業度 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで									

## 資本金等の額に関する計算書

### 1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業をあわせて行う法人										
資本金等の額 別表5の2下表3⑭又は⑳若しくは㉔	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③	人	
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業員数	④		
特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人										
月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人			
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑮-同表⑰)/同表⑮	⑬		%
差引	⑤-⑥	⑦					非課税事業をあわせて行う法人			
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑰/同表⑱) 又は(⑦×別表5の2の2⑰/同表⑲)	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業員 数	⑭	人	
再差引	⑦-⑧	⑨					国内における事務所又は事業所の期末の従 業員数	⑮	人	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩									
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪									
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫									

### 2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係						法附則第9条第1項関係							
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑳	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭						法附則第9条第1項に係る額 ⑳×㉕	㉕					
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑮						法附則第9条第4項から第7項関係						
仮計 ⑬+⑭-⑮	⑯						月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑨-⑩)	㉖	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑰						課税標準の特例に係る控除割合	㉗					
資本準備金の額	⑱						未収金の帳簿価額	㉘					円
仮計 ⑰+⑱	㉑						総資産価額	㉙					
⑰と㉑のいずれか大きい額	㉒						課税標準の特例に係る控除額 (㉖×㉗)又は(㉖×㉘/㉙)	㉚	兆	十億	百万	千	円

### 3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従 業員数	㉑	人	
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉒/㉓	㉒						期末の総従業員数	㉓		
差引	⑳-㉒	㉔					非課税事業又は収入金額課税事業をあわせて行う法人			
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉔×㉕/㉖	㉕						国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㉖	人	
控除額計 ㉒+㉕	㉗						国内における事務所又は事業所の期末の従 業員数	㉘	人	